

令和7年度（2025年度）こども本の森 熊本プロモーション業務委託
基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）こども本の森 熊本プロモーション業務

2 業務の目的

近年、熊本県においては外国人観光客が全国的に見ても高い水準で増加傾向にある中、「こども本の森 熊本」(以下「当館」)においても、文化観光施設としての認知度を高めることによりインバウンド客を取り込み、来館者数の更なる増加に繋げたい。

そのため、今後も増加傾向が続くことが見込まれる台湾からのインバウンド客をメインターゲットとして、当館及び当館を中心とした周辺エリアの様々な情報や魅力を収集、タビマエ、タビナカで効果的に発信することで認知度の向上及び来訪意欲の喚起を図る。

3 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、

- ・台湾における潜在顧客（ターゲット）層の分析、抽出
- ・当該ターゲット層に刺さる当館及び周辺エリアの観光情報の収集、編集
- ・当該ターゲット層に向けた のプロモーションツールの制作及びタビマエ、タビナカにおける効果的な発信

を委託する。

なお、立案・実施にあたっては、次の から までの点に留意すること。

PR方法（ツールや発信時期、回数などの詳細）については受託者からの提案を基本とし、詳細は事務局と受託者が協議した上で決定する。

インフルエンサーを活用する場合は、上記 から想定されるターゲット層と主なフォロワー層が重なる適切なインフルエンサーを選定するものとする。

十分なプロモーション期間を設け、話題性のある効果的なプロモーションを行う。

その他目的達成に効果的なプロモーションを提案、実施する。

写真や動画の撮影、編集に係る一切の費用（交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に係る費用等）については、全て委託料に含むものとする。

4 著作権に係る留意事項

- (1) 成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として熊本県に帰属するものとし、県が国内外で自由に二次利用できるものとする。なお、熊本県は、成果品について、当館公式HPやSNS等で繰り返し発信することや動画資料として活用することを想定している。

また、成果品に関する著作者人格権を県又は県が指定する第三者に対して行使しないものとする。

- (2) 制作にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を適切に行うこと。

- (3) 当業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) その他、ここに定めのない事項については県と協議のうえ決定するものとする。

5 成果物の納品

- ・ 業務完了報告書 1 部
- ・ 本業務により作成した成果品及びその印刷データファイルを保存した C D - R または D V D - R 1 組 (データ形式については、 M P 4 、 P D F 及び J P E G とする)

6 委託費の支払い

業務の処理が完了した後、業務完了報告書及び成果品の納入をし、検査に合格したときは、委託費の支払いを行う。

7 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 1 8 日 (水) まで

8 予算額

4 , 0 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む) を上限とする。

ただし、この額は提案にあたっての目安 (上限) となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。